

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

		認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護
代表者	→	認知症対応型サービス事業開設者研修			
		基準第 92 条	基準第 65 条	基準第 173 条	
管理者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
		+			
		認知症対応型サービス事業管理者研修			
		基準第 91 条	基準第 64 条	基準第 172 条	基準第 43 条
計画作成 担当者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
		基準第 90 条	+		
			小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		
			基準第 63 条	基準第 171 条	
介護 従事者	→	(短期利用共同生活介護 のみ)	*「実践者研修」は身体介護に関する基本的知識・技術を有し 2 年以上の経験者が対象		
		認知症介護実践研修 「実践者研修」	*「実践リーダー研修」は介護保険サービス事業所等において 5 年以上介護業務経験を有し、かつ、「実践者研修」修了後 1 年以上経過している者が対象。ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して 10 年以上、かつ、1800 日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、規定に関わらず研修対象者とする。		
		+			
		認知症介護実践研修 「実践リーダー研修」	* 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 の計画作成担当者（予定者）は「計画作成担当者研修」の修了と介護 支援専門員の資格が必要（サテライト型は介護支援専門員以外の者も 可）		
		厚生労働大臣が定める 施設基準（厚生省告示 第 26 号 19 □（5））			

各研修と推薦理由項目の組み合わせ

☐ 認知症介護実践研修「実践者研修」	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
☐ 認知症介護実践研修「実践リーダー研修」	* 短期利用共同生活介護の介護従事者要件
☐ 認知症対応型サービス事業開設者研修	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の代表者要件
☐ 認知症対応型サービス事業管理者研修	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
☐ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	* 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件